

使用器具の消毒

美容師法では、器具は客1人ごとに消毒済のものを使用するよう規定されています。



出張での美容サービスは原則禁止

以下のような保健所の届出確認を受けた美容所外での美容サービスは禁止です。

- * お客さんの自宅に行ってカットをする
- * 屋外イベントで一般のお客さんにメイクを行う など

美容所に行くことができない人に対する出張サービスとして、例外に認められているのは以下の場合です。事前にご相談下さい。
(実施する場合は、器具の消毒、従業員の健康管理など衛生管理を徹底して行って下さい。)

- ① 病気などの理由で美容所に行くことができない人に美容を行う場合
- ② 婚礼などの儀式に参列する人に、その儀式の直前に美容を行う場合
- ③ 児童養護施設、老人ホームなどに入所している人に美容を行う場合
- ④ 演芸を行う人に出演等の直前に美容を行う場合
- ⑤ 市長が特別の事情があるものとして承認した場合

● お問い合わせ ●

福岡市中央区保健福祉センター(中央保健所) 衛生課環境係

〒810-0073 福岡市中央区舞鶴2丁目5-1

TEL 092-761-7351 FAX 092-734-1690



あなたのサロンは？

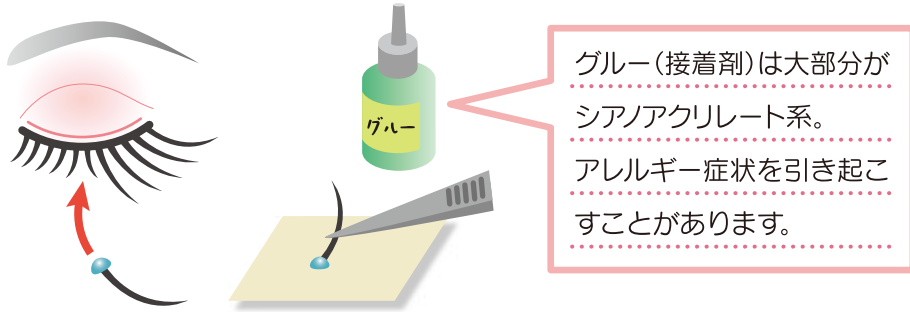
安全・安心の
サロンの営業のために

このパンフレットは、近年増加しているまつ毛エクステンションによる健康被害のほか、保健所に問い合わせが多い内容について記載しています。

お客さまに安心して利用していただくために、衛生的で適切なサロン営業を行いましょう。

まつ毛エクステーションの健康被害

まつ毛エクステによる健康被害の相談が増えています。施術を受けてまぶたが腫れたり、グルー（接着剤）の成分により炎症を起こしたりなどの被害が出ています。



グルー（接着剤）は大部分がシアノアクリレート系。アレルギー症状を引き起こすことがあります。

アレルギー症状は体調、体質にも左右されます。カウンセリングで、体調やアレルギー症状の有無等について確認し、施術により健康被害が生じるおそれがあることを事前に伝えておきましょう。また、症状が出たときは、すぐに医療機関を受診するよう説明しておいてください。

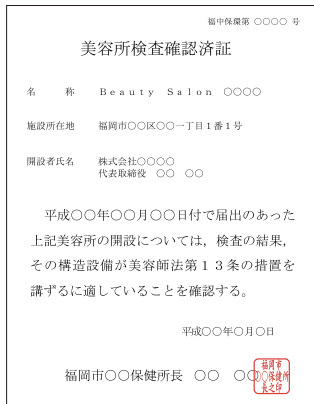
まつ毛エクステーションをするには美容師免許が必要です

まつ毛エクステーションは美容師法の「美容」にあたります。そのため、施術は美容師（国家資格）が行わなければなりません。（民間の協会、団体などの資格だけでは、できません）

お店で美容師免許が必要な施術を行うには、必ず保健所への届出が必要です。

保健所では、店舗の構造設備、美容師の従事状況について確認を行っています。確認を受けた施設は美容所検査確認済証が交付されます。

美容師法に違反した場合、罰金や業務停止、免許取消等の処分が科せられます。

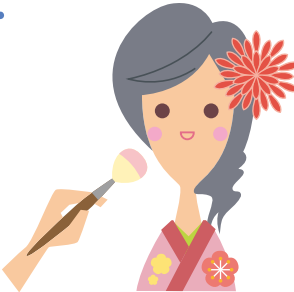


※平成25年4月から様式が変わります。

美容とは・・・通常首から上の容姿を美しくするために用いられるもの	
美容師免許、届出が必要(例)	不要(例)
<ul style="list-style-type: none"> ●カット ●カラー ●セット 	<ul style="list-style-type: none"> ●ネイル ●エステ(ボディマッサージなど)
<ul style="list-style-type: none"> ●まつ毛エクステ ●眉カット 	<ul style="list-style-type: none"> ●メイク ●化粧品・エクステ等の販売(使用方法を教えるための施術)

写真スタジオ、着物レンタル店でのメイク、セットについて

写真スタジオ、着物レンタル店などでメイク、セット等を行うことも「美容」に該当します。したがって、店内でメイク、セットを行う場合は美容師が行い、保健所への届出が必要になります。



お店のスタッフは全員、届出をしていますか？

お店の美容師はすべて保健所へ届出が必要です。新たに美容師を雇い入れた場合、美容師免許証、医師の診断書、従業員台帳を持参のうえ、管轄の保健所に届出を行って下さい。